

2 宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針について

取組の軸となる5つの柱

- ① 子どものSOSに気づく力を高めます
- ② 子どもの主体性を育てます
- ③ 部活動を改革します
- ④ チーム学校で取り組みます
- ⑤ 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

(1) 委員からの意見等

ア 「① 子どものSOSに気づく力を高めます」に関すること

- (ア) 「教科担任制」について、デメリットの協議がなされていないことを懸念する。中学では既に教科担任制であるにもかかわらずいじめ事案はあり、教職員と児童生徒との信頼関係は教職員の数が増えたから持てるものではない。
- (イ) いじめに遭う子どもには発達特性のある場合も多いと考えることから、教職員に対する研修にはそのあたりの配慮も必要である。
- (ウ) がんばっている教職員が多い中で、多忙の上に一律に研修を受ける必要性があるのか。話を聞くより、参加型のグループワークの重要性の認識を。

イ 「② 子どもの主体性を育てます」に関すること

- (ア) 子どもの権利条約をきちんと学校で学び直すことも重要。実践を。

ウ 「③ 部活動を改革します」に関すること

- (ア) スポーツでの行き過ぎた指導がいじめに与える影響もあり、学校と子ども、保護者との円滑な連携が取れる仕組みづくりを。
- (イ) 中学校の教育現場における部活動の在り方は教職員の負担など働き方改革という部分にも関係し、「子ども主体」という目標に向けて、今後を見ていきたい。

エ 「④ チーム学校で取り組みます」に関すること

- (ア) 校長のリーダーシップが今まで育成されておらず、校長のマネジメント力をつけるためには研修等を行うだけではなく、学校の組織風土を改革する必要がある、それを管理するのは市教委である。
- (イ) 校長のリーダーシップ等これまでできていなかった課題を明らかにしなければ、行政も市教委も我々議会も一緒になってこの問題に対峙できない。協力できる組織体制を。
- (ウ) トップダウンではなく、ボトムアップによる教育改革を実現してほしい。

オ 「⑤ 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します」に関すること

(ア) 体罰及びハラスメント根絶に向けた研修に力を入れるべき。

カ その他及び全体に関すること

- (ア) 自死事案発生後、この方針ができるまでに4年もの年月が経過しており、あまりに迅速性に欠ける。この4年間の取組も重要。
- (イ) 市教委は学校を管理統括、指導や監督をする役割を持つ。各学校のいじめ防止委員会が機能的に動くよう指導をすることが必要ではないか。
- (ウ) 教育委員会協議会及び校長会等の議事録を作成すべきではないか。
- (エ) 再調査委員会から最も厳しく指摘されたのは、教師同士が同僚としての信頼関係を築けていない学校の「風土」であり、そこを変えていく必要がある。
- (オ) 再調査報告書にある「生徒への管理統制」や「威圧的な態度」には構造的な問題があるのではないか。報告書を全教職員が読むだけでなく、意見交換や感想を出し合う場が必要。

3 不祥事案について

(1) 住居侵入事案

ア 事案の概要

令和2年(2020年)10月2日(金)、市立逆瀬台小学校に勤務する教諭が住居侵入の疑いで宝塚警察署に逮捕された。当該教諭は令和2年8月19日、被害者宅に侵入した。

事件当日、当該教諭は小学校に出勤後、校長に対し9時40分までの1時間の年休取得を申請、校長はそれを許可した。当該教諭は8時55分頃、小学校を出て、9時25分頃被害者宅に侵入した。9時40分から2時間目の授業が始まったが、校長はその時間、他の教室で指導に当たっていたため、当該教諭が学校に戻ってきた時刻については確認できていない。

なお、当該教諭は主幹教諭を務めていた。

イ 当案件における課題

- (ア) 住居侵入罪による教諭の逮捕
- (イ) ゴルフ指導で報酬を得ていた「副業」の疑い
- (ウ) 学校敷地内での喫煙行為(兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例違反、職務専念義務違反)
- (エ) 主幹教諭としての任務と役割
- (オ) 当該教諭が抜けた後の授業等の教職員体制

ウ 調査での質疑により判明したこと

- (ア) 喫煙については、保護者から相談があるたびに校長が指導していた。
- (イ) ゴルフの指導については市教委に申請はなく、把握していなかった。

エ 委員からの意見等

- (ア) 副業や喫煙など、服務規律の徹底を。
- (イ) 校長と教頭を補佐する主幹教諭が機能していない。市教委は主幹教諭としての資質を見極めて人選し、評価制度を見直すべき。
- (ウ) 校長と教頭を補佐する主幹教諭が機能していない状況から、選任については校長からの推薦の後、市教委は調査し責任を持って県教委に推薦すべき。

(2) 部活動体罰事案

ア 事案の概要

令和2年(2020年)9月25日(金)16時30分頃、市立長尾中学校武道場で柔道部の活動中、同部顧問(教諭)から2人の同部員(当時)(以下「被害生徒A及びB」またはA、Bという)に対する体罰事案が発生した。

その前日、同部OBからの差し入れであった冷菓を被害生徒A及びBが食べ、その事実確認のため9月25日(金)16時15分頃、顧問と副顧問がA、Bに対し、それぞれ聞き取り調査を行った。

この聞き取り調査においてA、Bは冷菓を食べたことを認め、謝罪したが、顧問は柔道の練習と称して、入部間もないAに対し一方的に投げ技と寝技を繰り返し行った。その後、Aは失神し、顧問は覚醒させるため平手打ちを行った。覚醒したAは武道場から逃げ出そうとしたが、顧問は追いかけてAを捕まえ、再び投げ技を繰り返した。

Aが武道場を出て行った後、顧問はBに対し、袈裟固めなどの寝技を繰り返した。Bは仮入部中であった。

副顧問はBへの聞き取り調査の途中、武道場から顧問の怒鳴り声が聞こえてきたのでBを連れて武道場に入った。しかし、目の前で行われている顧問の体罰を止めることも、また他の教職員を呼びに行くなどの措置を講じることなく、傍観した。

イ 当案件における課題

- (ア) 教職員による深刻な体罰
- (イ) 子どもを助けられなかった副顧問
- (ウ) 教職員の処分歴の引継ぎと更生に向けた指導
- (エ) 事後の対応(市教委と学校の情報共有方法、告発しなかったこと)
- (オ) 当該教職員が抜けた後の顧問等の職員体制

ウ 調査での質疑により判明したこと

- (ア) 更生研修は受けるだけでなく報告を書面でもらい、現場で指導主事が確認する体制で取り組む。

- (イ) 市教委から告発していないのは保護者の意向を優先したため。
- (ウ) 懲戒処分は県が行い校長が指導するが、継続的に行われず、異動先に引き継ぐ仕組みもなかった。
- (エ) 学校と市教委の情報共有や意見交換を継続的に行っていく。

エ 委員からの意見等

- (ア) 教職員の処分歴の引継ぎの徹底を。
- (イ) 再発防止に向けた取組及び責任の所在を明確に。
- (ウ) スポーツの指導方法は子どもの人格形成に影響を及ぼす。社会体育で学校を使用している団体を含め、指導内容は把握しておくべき。
- (エ) 教育現場の同僚性が大切。それぞれの困っていることや子どもたちの現状を話し合えるような時間を取る必要がある。
- (オ) 「体罰」という言葉では認識が甘くなる。暴力を許さず臨んでほしい。
- (カ) 体罰事案を起こした教職員を顧問から外せば他の教職員の負担となる。カバーし合えるよいチームワークづくりのために、市教委はしっかりサポートを。

4 教育委員会及び学校の組織風土について

(1) 令和3年(2021年)1月19日開催の委員会冒頭での教育長の発言

平成28年12月に発生いたしました市立中学校生徒の自死事案に係る宝塚市いじめ問題再調査委員会から、令和2年6月22日に再調査報告書が提出されました。事案が起こってから約4年も調査に時間がかかったこと、重く受け止めております。

調査報告書では、学校の組織風土をはじめ多くの問題が指摘され、大きく13項目にわたる提言をいただきました。それらの提言に書かれていることは、全て本市の学校や市教委、また教育の在り方の問題から出されているものと認識しております。特に、学校が、チーム学校として様々なことに取り組んでいかなければなりません。そのために必要な校長のリーダーシップが十分発揮できる組織となっていないことについては、教育行政を進める市教委の責任であると思っております。何か問題が起こると誰かが対応してくれるという当事者意識の欠如や、反対に自分1人で対応しなければならないとの思いから組織的な対応もせず抱え込んでしまうこと、学年団の意識が強く、閉鎖的な中での対応が中心となってしまうことなど、子どもの気持ちよりも教員の立場を優先したために間違った対応をするなど、学校におけるこれまでの組織風土による問題が明らかになりました。

また、市教委につきましても、しっかりと学校に対する指導、助言を行っていなかったこと、それから、いじめ事案について必要な手続を踏まず、安易に判断して対応したことなど、学校と同じく、組織の在り方の問題があると認識してい

たところですが。

しかし、この間にも、昨年度は教師の指導による暴言での転落事故、今年度は教師の体罰、それから不祥事によって逮捕されるという事件が続きました。これらのことが続いているということは、やはり自分事として捉えておらず、指導が徹底されていないことも指摘をされました。

このように、文教生活常任委員会の所管事務調査が同じ内容で複数回も開かれていることは異例のことであり、それだけ議員の皆様の教育に対する信頼のなさ、危惧を持っておられることの表れであると受け止めております。また、子どもたちや保護者をはじめ、宝塚市全ての皆様の教育に対する信頼を回復していかなければならないと強く思っております。

教育委員会としましては、こういった多くの問題について早急に一つ一つ改善していかなければなりません。現在も、再発防止策をはじめ、あらゆる方向から改善に向けて取組を進めております。また、検証委員の皆様のお力もお借りして、私たちの視野が狭くならないように、常にアドバイスをいただきながら進めております。これからも、宝塚市の教育を一からやり直すという強い決意を持って、学校と一体になって取り組んでまいります。

ア 調査での質疑により判明したこと

- (ア) 教職員の了解を前提に行ってきた人事異動、「希望と納得」の「納得」の部分に重きを置くのを改め、今後は適正配置に努める。
- (イ) 異動対象者の同一校勤務年数の定めは一定の目安である。
- (ウ) 古くからの労使の慣行で行われてきた教職員団体と校長の口頭での確認事項について、今後は行わず、教職員団体からの要望等申入れは書面化して市教委に報告する。
- (エ) 平成12年(2000年)4月に交わされた職員会議に関する「確認書」は、平成14年(2002年)に無効扱いになっている。

イ 委員からの意見等

- (ア) 今の状況下では校長の意思でしっかり学校運営ができるよう市教委が指導を。
- (イ) 改善によってこれから校長になる方や管理職を目指す方が増え、いい先生たちがしっかりと守られ、それによって子どもたちが健全に育っていくということを目指してほしい。
- (ウ) 市教委及び宝塚市の教育の信頼を回復するためには、出せる情報はしっかりとオープンに。
- (エ) 市教委は、しっかり教育行政のリーダーシップを執れているのか。
- (オ) まずは、市教委も学校も教職員団体も、子どものためにどうあるべきか

を意思統一しなければ、今の宝塚教育行政のいろんな問題が起こる環境を変えられない。公正を保ちながら正確な実施が必要。

- (カ) 学校の運営のために人事異動をしっかりやるという強い姿勢が市教委と学校に求められる。今後、決してなれ合いではなく毅然とした態度でやっていていただきたい。
- (キ) 今の段階では市教委の強い介入というのは必ず必要である。
- (ク) 部活動に関して、外部人材の登用と働き方改革において改善を進めながら、もちろん暴力や暴言は駄目だが、部活動の充実や指導体制のサポートを進めていただきたい。
- (ケ) 大多数の教職員は、一生懸命子どもたちとともに学びながら頑張っている。子どもたちのために頑張ってもらいたい。議会として応援していきたい。
- (コ) 本来、正規で配置すべき定員枠内の教職員を臨時採用職員で配置している。県教委にきちんと申入れを。

5 学校運営をめぐる諸課題への対応

市議会等からの指摘を受け、市教委は、学校運営をめぐる諸課題に対応するため、令和3年（2021年）4月15日の所管事務調査において、3月12日付で各学校長宛てに通知を行った旨を報告した。

各学校長宛ての通知

- (1) 教頭の負担軽減
 - ア 管理職による職員退勤後の鍵締めの廃止
 - イ 教頭の授業時数（固定時間）の廃止
 - ウ 教職員の働き方改革の推進
- (2) 教育業務連絡調整手当の取扱いと校務分掌検討委員会の適切な委員構成について
- (3) 職員会議の在り方の是正
- (4) 主幹教諭の職務の校務分掌による明確化
- (5) 教職員団体（分会）から校長に対する確認、要請、申入れ（交渉含む）等への対応について

6 4月15日の所管事務調査で示されたその他の事案等

- (1) 市立中学校教員に係る1月30日付読売新聞の記事について

ア 事案の概要

令和3年（2021年）1月30日付の読売新聞（社会面）「許すなわいせつ教員」に、市立中学校30代の男性教諭が卒業生に不適切（危険）なSNS

メッセージを送ったという記事が掲載された。

当該教諭は、担任をしていた生徒と卒業後にLINEでつながり、そのLINEの中で不適切な内容の文章を元生徒に送付していた。そのLINEのやりとりを見た保護者が説明するよう面会を求めたが、当該教諭は保護者に会おうとしない不適切な対応を続けた。

イ 委員からの意見等

(ア) 教職員と児童生徒の連絡方法として、SNSや個人の携帯電話の使用を控える指導を。

(2) 市立小学校教職員による児童の学校での様子の無断撮影について

ア 事案の概要

市立小学校において平成30年(2018年)10月から令和2年(2020年)11月までの間、当該小学校の教職員6人が、指導に従わない在籍児童の学校内での様子を、保護者に無断でスマートフォンやデジタルカメラを使用して撮影し、または撮影するまねをしていた。当初、カメラを向けることで当該児童が危険な行動をやめたことから、6人の教職員が同様の行為を行うようになった。

撮影記録は当該学校の教職員のパソコンネットワーク内で保有されていた。撮影対象となった児童は、調査によると当該児童1名のみであった。

(3) 子どもの権利サポート委員会からの調査報告書及び市立中学校における重大事案に係る再発防止の取組について

ア 事案の概要

令和元年(2019年)6月8日午後3時頃、市立中学校吹奏楽部に所属する生徒が、部活動中に校舎4階から自ら転落し、複数箇所を骨折する重傷を負った。

イ 調査報告書

上記重大事案について、宝塚市子どもの権利サポート委員会における調査により、原因及び問題点の分析がなされ、令和2年(2020年)3月23日に調査報告書として市教委に提出された。なお、この事案の詳細等については、保護者の意向を受け、今回初めて公表された。

ウ 市立中学校における重大事案に係る再発防止の取組について

市教委では、上記の調査報告書を受け、再発防止に係る提言の実現に向けて、部活動ガイドラインの徹底や部活動実態調査を踏まえた上で部活動白書の作成などに取り組み、それを基に今後の方向性を行動計画の中で示すという説明があった。

7 宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画について

宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針を基に取り組む行動計画として、市教委は中長期的に施策を策定し、各学校は年度ごとの年間計画を策定する。市教委はさらに、各校の取組が計画通り進められているかを検証し改善していける仕組みを構築していくとの説明があった。

ア 委員からの意見等

- (ア) 学校現場では校長が、市教委では教育長がしっかりリーダーシップを執り、やっただくという決意は変わらないかを確認したい。
- (イ) この所管事務調査で様々明らかになり、表に出ることでプラスに向かっていると思う。さらに前に進めるための行動計画となるように。
- (ウ) 懸命に新しい取組に努力してきた教職員団体を、不適切な団体であるかのような文章表現（※注1）は名誉棄損になるのではないかという意見を持っている。
- (エ) 教頭の授業時数が週5時間であることは2012年当時の教育長通知によるものである。教頭の負担は減らさねばならないが、その分教職員の負担が増えるので、その解決も目指すべき。
- (オ) 行動計画の基になっているのは再調査報告書であり、この報告書を確認することが大切である。
- (カ) 市教委が改革を進めてきたことを評価する。しかし、学校現場では管理職が教職員団体に加入している多くの教職員に立ち向かっていかねばならない状況。しっかりとサポートを。

注1：令和3年（2021年）3月4日付「宝塚市教職員組合あての教育長からの通知」（令和3年4月15日開催の委員会資料1）

8 まとめ

今回、半年間で合計6回の調査を行ったが、調査中に新たな案件が何度も追加されるなど異例の所管事務調査となった。「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」及び行動計画に加え多くの事案の調査を進める中で、再調査委員会の報告書に「課題」として記されていた「学校の組織風土」について一定の共通認識に至り、市教委が自らの責任と取り組むべき課題を整理され、学校現場の教職員と共に一丸となり、子どもたちがより安心できる学校環境をつくる第一歩を踏み出せたものとする。

所管する委員会として、子どもたちはもちろん、保護者、教職員、管理職及び全ての学校教育関係者が大きく育つ学校組織風土となるよう、今後も支援し続けるものである。